

概要版

茨木市次世代育成支援行動計画

(後期計画:平成22～26年度)



子どもの成長を見守り、
豊かな夢を育むまち ー茨木市

平成22年(2010年)3月



茨 木 市

計画の趣旨

- ▶ 少子化の進行に対応するため、国では、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、次世代育成支援を重点的に推進してきました。
- ▶ 茨木市では、このような国の動きを踏まえ、「茨木市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を平成 17 年 3 月に策定し、これに基づき次世代育成支援に関するさまざまな施策に取り組んできました。
- ▶ しかしながら少子化は依然進行しており、国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、新たな取組を進めていく方針を示しています。
- ▶ 茨木市においても、これまでの次世代育成支援対策に関する取組の進捗状況や課題を整理し、さらに発展させるために「茨木市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

計画の期間

- ▶ 次世代育成支援対策推進法で規定する平成 17 年度からの 10 年間の集中的な取組期間のうち、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間の計画期間としています。

後期計画の基本的な考え方

1. すべての子育て家庭に対するさらなる支援の充実

- 地域社会や家庭機能の脆弱化、住宅をはじめとする家計の負担の高さなど、子育ての負担感は依然として大きくなる傾向にあります。
- 子育てサービスに関する情報が十分に伝わっていない面があり、それらを必要とする家庭がサービスを十分に活用できていない場合も少なくありません。
- すべての親と子どもを支援し、家庭における養育機能を強化するという視点がより大切です。

2. 子どもの育ちと親の成長に応じた連続性のある支援の充実

- 出産前後に乳幼児と親を支援する各種の母子保健事業の連携を強化し、きめ細かな継続、かつ一貫した支援体制が必要です。
- 障害のある子どもや外国籍の子どもなど、配慮を要する子ども・家庭への支援については、個別性を重視した十分な支援体制の構築が必要です。

3. 青少年期の育成支援の充実

- 地域と協力し、子どもたちにとって楽しくて安心できる居場所づくりに取り組む必要があります。
- 留守家庭児童会や放課後子ども教室が、これらを利用した経験のある高校生・大学生などの青少年の活躍の場となることが求められます。
- 子ども同士の関係が希薄化している現在において、異年齢集団の中で共同作業や集団活動により、他者とかかわる経験を積む中から他者への共感を高めることはとても大切です。
- 中学生や高校生、勤労青少年やフリーター、ニートなどに対して不足している施策においては、国や大阪府の施策の動向を踏まえながら総合的な支援、健全育成施策に積極的に取り組む必要があります。
- 学校・家庭を問わず、喫煙・飲酒・薬物乱用の害についての認識をひろめ、社会環境の整備を進めることが早急に求められています。

基本理念

子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち — 茨木市

基本方針

- I. 家庭と地域が一体となった子育て環境づくり
- II. 仕事と子育てを両立できる環境づくり
- III. 子どもが健康にのびのびと育つことのできる環境づくり

基本目標

1. すべての子育て家庭を支える環境づくり
2. 仕事と子育てを両立できる環境づくり
3. 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり
4. 子どもを生み、育てやすい環境づくり
5. 安心して子育てができる環境づくり

4. 配慮が必要な家庭への支援の充実

- 深刻化する児童虐待においては、茨木市要保護児童対策地域協議会における関係機関・団体の連携のもと、絶え間ない取組の推進が必要です。
- 障害のある子どもや配慮が必要な子どもに対しては、一人ひとりの状況やライフステージに応じた適切な支援が継続的に受けられる体制づくりを充実させることが求められます。
- いじめや不登校など、家庭環境や子どもが抱える個々の課題に応じた適切な解決に向けて取組の充実をはかるとともに、学校において子どもたちが自己の存在感を育み、充実感・達成感を味わうことができる魅力ある学校づくりの推進が求められています。

5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進

- 仕事と子育ての両立を進めるためには、保育サービスなどの基盤整備だけでなく、私たち自身が仕事を中心とした生活スタイルを見直し、日常生活と職業生活がバランスのとれたものにするのが肝要となります。
- ワーク・ライフ・バランスは、国がすすめる少子化対策の重点戦略の一つであり、社会全体の運動となるよう、自治体や企業をはじめ関係者が連携して進める必要があります。
- 利用者側のニーズにあった使いやすい施策とするためには、制度等の広報の充実及びよりきめ細かい制度にしていくことが必要です。

基本目標別の取組方針

1. すべての子育て家庭を支える環境づくり

(1) 地域での子育て支援サービスの充実

利用者のニーズを十分踏まえながら、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図り、在宅で保育を行う家庭を含むすべての家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

■主な事業

- ・乳児家庭全戸訪問
- ・産前・産後ホームヘルパー派遣
- ・子育てに関する相談
- ・子育てに関する情報発信
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・保育所・幼稚園地域開放など

(2) 子育て支援ネットワーク化の推進

地域に根ざした子育て支援に関する様々な活動などを通じ、地域住民と協働した子育て支援を図りながら、地域の連帯感や教育力の回復に努め、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え合い・助け合うネットワークの形成を推進します。

■主な事業

- ・親支援プログラム
- ・子育て支援総合センター各種講座
- ・家庭教育セミナー
- ・子育てサークル・グループ支援
- ・子育て支援団体のネットワーク化
- ・子育て支援の人材育成など

2. 仕事と子育てを両立できる環境づくり

(1) 男女共同参画による子育ての推進

男女の固定的な性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画意識の啓発・普及を進めるとともに、男性の育児への関わりを支援するなど、子育ての役割について、親として男女に関係なく共同で担うものという意識啓発を推進します。

■主な事業

- ・男女共同参画に関する啓発
- ・父親対象の子育て支援講座など

(2) 仕事と生活のバランスが図れる職場環境の推進

国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、企業や労働者に対する意識啓発や情報提供に努め、男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれる働き方ができ、家庭・地域・企業等、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

■主な事業

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発
- ・子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進
- ・育児休業制度の普及・啓発
- ・就労支援など

(3) 仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実

仕事と子育ての両立を支援するため、保育所の待機児童の解消を図るとともに、幼稚園等における保育サービスや留守家庭児童会、ファミリー・サポート・センター事業など、両立支援のための各種サービスの充実と利用促進を図ります。

■主な事業

- ・保育所の整備
- ・一時預かり（一時保育）
- ・病児・病後児保育
- ・ショートステイ
- ・トワイライトステイ
- ・ファミリー・サポート・センター
- ・延長保育
- ・休日保育
- ・留守家庭児童会の充実
など

3. 子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育む環境づくり

(1) 就学前教育・保育の充実

幼稚園や保育所では、子ども一人ひとりが心身ともに健全に成長できるよう、集団生活や様々な体験を通して社会性や自主性を培う環境づくりを推進します。

また、家庭支援を含め、適切な幼児期の教育・保育ができるよう幼稚園教諭や保育士などの資質向上を図ります。

■主な事業

- ・「個」を大切にする幼稚園教育・保育
- ・幼稚園教諭・保育所職員の研修
- ・小学校への円滑な移行のための保・幼・小の連携
など

(2) 特色のある学校教育の充実

児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、「生きる力」を育む教育を推進し、指導方法の充実による確かな学力の向上を図るとともに、健やかな心身を育む教育活動を充実します。

また、中学生や高校生など、これから親となる世代に、乳幼児などのふれあいや交流機会の充実を図り、子育てや家庭の大切さについての理解を深めるための教育や啓発を充実します。

■主な事業

- ・「個」を大切にする教育
- ・教職員の研修
- ・人権教育への取組
- ・ライフステージごとの円滑な移行のための体制づくり
- ・「生きる力」の育成（キャリア教育）
- ・いじめ・不登校への取組
- ・スクールソーシャルワーカーの配置
- ・乳幼児とのふれあい・交流
など

(3) 地域との協働で進める子育て・子育て支援活動の活性化

子どもの人間性豊かな人格や心の形成、育成を促すため、地域の大人と協働しながらさまざまな体験や交流活動を活性化し、子どもに生きる力を体得させる環境づくりを推進します。

また、地域に密着したさまざまな子育て支援活動やボランティア活動など、地域住民の経験や知識・技能などを積極的に活用し、地域の連帯感や教育力の向上を図ります。

■主な事業

- ・ 青少年の野外活動
- ・ 放課後子ども教室
- ・ 地域における児童・生徒の居場所づくり
- ・ 公園等遊び場の整備
- ・ 防犯に関する広報・啓発など

(4) 子どもの視点を取り入れた社会づくり

市民が子どもの権利について認識を深めるとともに、次代を担う子どもたちの健全な育ちを協働して支え、社会の一員として自立できる環境づくりを推進します。

また、子どもが積極的に表明できる機会を創出し、その意見を踏まえ、子どもの視点に立ったまちづくりを推進します。

■主な事業

- ・ 子どもの権利に関する啓発・普及
- ・ 子どもたちとの市政についての意見交換
- ・ 子どもたちの体験型まちづくり学習など

4. 子どもを生き、育てやすい環境づくり

(1) 母と子の健康を育む環境づくり

親と子の健康保持・増進、発育や発達に関する相談体制の充実など、親子一人ひとりに対するきめ細かな保健サービスの充実を図り、茨木市で子どもを生き育ててよかったと評価してもらえるまちづくりを推進します。

■主な事業

- ・ 妊婦健康診査
- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 訪問指導
- ・ 幼稚園・保育所・小・中学校における食育
- ・ 離乳食・幼児食講習会
- ・ 健康管理への支援
- ・ 小児救急医療体制の確保など

(2) ひとり親家庭への支援の充実

母子及び寡婦福祉法に定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」に即して、ひとり親家庭の親子がより豊かで充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の安定を図る支援体制の充実を図ります。

■主な事業

- ・ ひとり親家庭の相談・支援
- ・ ひとり親家庭の住宅支援
- ・ 資格取得・技能習得のための支援
- ・ 子どもに関する手当
- ・ ひとり親家庭の医療費の助成など

(3) 障害のある子どもを持つ家庭への支援の充実

障害のある子ども一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育・教育・療育の推進を図ります。

また、発達障害者支援法に基づき、発達障害児（学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等）の支援体制を充実します。

■主な事業

- ・早期療育指導・相談
- ・知的障害児への指導・訓練
- ・地域における障害のある児童・生徒・保護者の居場所づくり
- ・障害のある子どもの養育に関する手当など

(4) 配慮が必要な子どもがいる家庭への支援の充実

保健師・助産師・保育士等の専門職によるきめ細かな訪問指導や相談体制の充実を図り、子どもの養育に不安を抱えていたり、児童虐待の恐れのある保護者を早期に発見し適切な対応を図る育児支援を推進します。

一方、学校においては、スクールソーシャルワーカーによる相談・指導体制の充実を図り、課題を抱える児童・生徒・家庭への支援を推進します。

また、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を中心とするネットワークにより、配慮が必要な子どもや保護者を支援する地域のセーフティネットを整備します。

■主な事業

- ・健康福祉セーフティネット（いきいきネット）の構築
- ・スクールソーシャルワーカーの配置など

(5) 児童虐待防止対策の推進

児童に対する虐待の防止や早期発見について地域住民に対する啓発を推進し、虐待防止のため、地域における子育て支援体制の充実を図ります。

また、保健・福祉・医療・教育・警察等関係機関による児童虐待防止ネットワークの連携を強化し、児童虐待防止対策を推進することで、虐待のないまちづくりをめざします。

■主な事業

- ・子育てに関する相談による児童虐待の防止
- ・要保護児童対策地域協議会の強化
- ・被虐待児・保護者の支援
- ・乳幼児健診における育児支援強化など



5. 安心して子育てができる環境づくり

(1) 子どもや子育て家庭のためのバリアフリーで安全なまちづくり

道路や歩道、公共施設のバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った施設・設備整備の推進など、子どもや子育て家庭を含め、地域に暮らすすべての人々が安心して暮らすことのできるまちづくりに向けて、関係機関・団体と連携しながら取り組めます。

- 主な事業
- ・子育てに配慮した公共施設の整備
 - ・交通安全啓発・指導
 - ・登下校の見守り活動への支援など

(2) 子育て家庭への経済的支援の推進

子育てにかかる経済的な負担が、少子化の原因のひとつとして指摘されていることから、保育や教育、医療等にかかる経費の助成制度の普及を図り、子育て家庭の経済的負担の軽減に向けた取組を推進します。

- 主な事業
- ・乳幼児医療費の助成
 - ・母子家庭への福祉資金の貸付
 - ・入院出産の助成
 - ・就園助成
 - ・就学援助費など



計画の数値目標

本市では、次の事業の平成26年度末までの整備目標を設定し、地域で子育てがしやすい環境づくりのために必要なサービスの充実に努めます。

事業名	内 容	現 状	目標値
		平成21年度	平成26年度
通常保育事業	通常保育事業は、保護者が日中就労等のため保育できない児童を認可保育所で預かり、保育を実施する事業。	3,989人	4,603人
延長保育事業	認可保育所において、通常保育（11時間）の前後に時間を延長して保育を行う事業。	38か所	40か所
休日保育事業	日曜日・祝日に保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育所で保育する事業。	1か所	2か所
ショートステイ事業	保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設において短期間（1週間程度）児童を預かる事業。	3か所	3か所
トワイライトステイ事業	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話をを行う事業。	3か所	3か所
留守家庭児童会事業	就労等のため保護者が日中家庭にいない小学生（主に低学年）に対し、授業の終了後に専用施設、小学校施設等を利用して、適切な遊びと生活の場を与える事業。	30か所	30か所
		1,886人	1,886人
放課後子ども教室	小学校の放課後や週末に余裕教室等を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、子どもが学習やスポーツ・文化活動・地域住民との交流を行う事業。	32か所	32か所
病児・病後児保育事業 （病児対応型）	病院等において、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない児童を一時的に保育する事業。	0か所	3か所
病児・病後児保育事業 （病後児対応型）	保育所等において、病気の回復期の児童を一時的に保育する事業。	2か所	2か所
病児・病後児保育事業 （体調不良児対応型）	保育中に体調不良となった児童を保育所において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図る事業。	32か所	34か所
一時預かり（一時保育）事業	ふだん家庭において児童を保育している保護者の急用や育児疲れの解消等を目的に、認可保育所等で児童を保育する事業。	14か所	35か所
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい人と協力をしたい人が会員登録し、保育所までの送迎や保育所終了後の保育や、外出時の一時預かりや子育てを支援する事業。	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業 （センター型）	就学前児童（主に3歳未満児）を持つ保護者に対して保護者同士の交流の場を提供するほか、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業。	7か所	7か所
地域子育て支援拠点事業 （ひろば型）	就学前児童（主に3歳未満児）を持つ保護者に対して保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行う事業。	12か所	15か所

本市の次代を担う皆さんへ

このたび、次世代育成支援行動計画を作成するにあたり、郡山小学校の児童からお話を聞かせてもらうほか、市内の公立中学校、茨木高校・追手門学院高校、追手門学院大学・梅花女子大学の皆さんにアンケートにご協力いただきました。ありがとうございました。

アンケートを通じ、将来親になる皆さんが、結婚や子育てについてどのように感じているかを知ることができ大変参考になりました。

皆さんや今子育てしている保護者の皆さんの意見を参考にし、話し合いを重ねて次世代育成支援行動計画を作成しました。

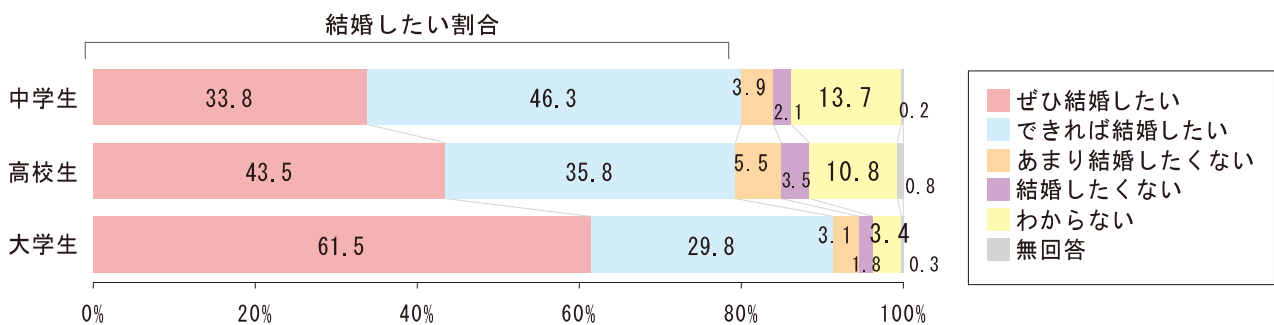
ここでは、アンケート結果の一部を紹介します。



結婚したい人は…

大学生で約9割

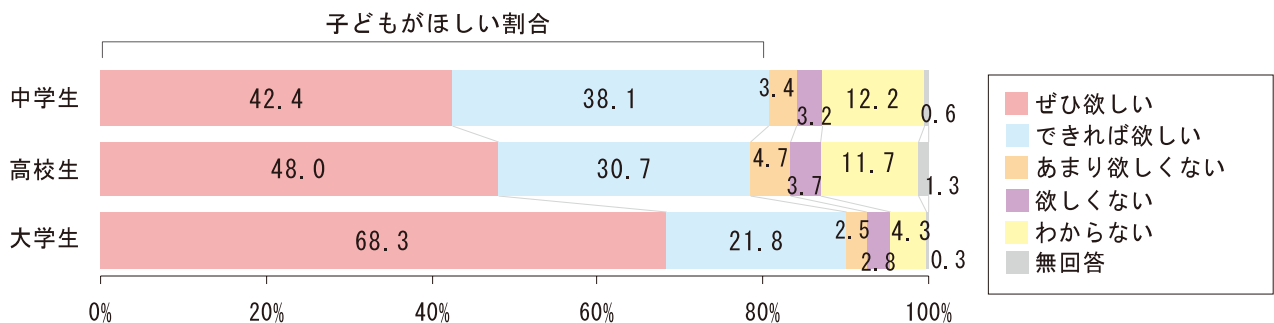
結婚したいと考えている人の割合は、中学生では80.1%、高校生は79.3%と約8割を占めています。大学生では91.3%と9割強を占めており、もっとも高い割合となっています。



将来子どもが欲しいと考える人は…

約8割～9割

将来子どもが欲しいと思っている人は大学生で90.1%と最も多く、中学生や高校生も8割前後を占めています。

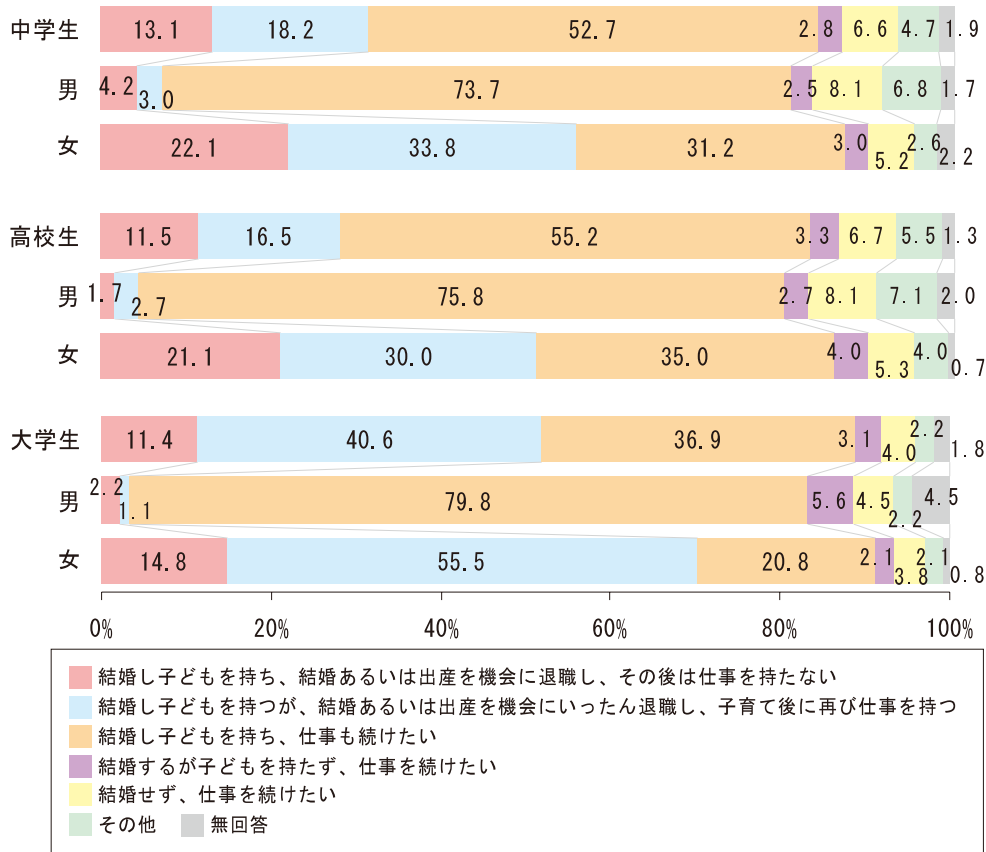


子育てなどの家庭生活と仕事の両立を理想としている人は…

女子の6割以上

女子の理想とするライフコース（生き方）は、「結婚し子どもを持ち、仕事も続けたい」または「結

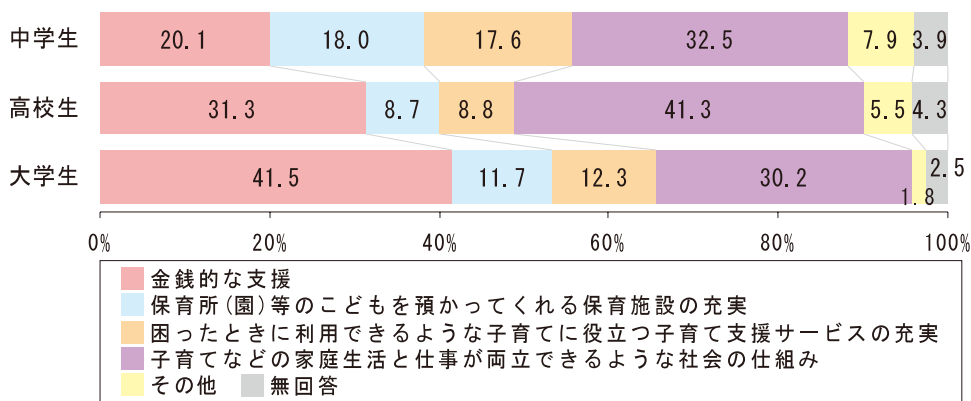
婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産を機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」の割合が、中・高校生では65.0%、大学生では76.3%と高くなっています。



少子化を解消するためには…

「家庭生活と仕事ができるような社会の仕組み」と「金銭的な支援」が必要

少子化を解消するために有効な手立ては、中学生・高校生は「子育てなどの家庭生活と仕事ができるような社会の仕組み」が最も多く、大学生は「金銭的な支援」が最も多くなっています。



次代の親となる皆さんに期待すること

計画では、一人ひとりの個性を大切にしながら、子どもの成長を家庭・学校・地域全体で温かく見守っていくことを約束しています。

同時に、皆さん自身も主体的に行動し、家庭・学校・地域を支える役割を果たすことが期待されています。

皆さんはあっという間に学校を卒業し、社会に羽ばたいていきますが、このまちで育った皆さんが次代を担う大人として誇りをもって活躍することを期待しています。

期待すること ①

家庭と仕事の両立についての取組

アンケート結果でも、少子化解消の手立てとして「子育てなどの家庭生活と仕事が両立できるような社会の仕組み」が有効と考えられており、また、多くの女性が「結婚や出産後も仕事を続けたい」と考えていました。

行政や企業が努力して仕組みづくりに取り組むことはもちろんですが、皆さん自身も主体的に行動し、男女が協力して子育てや家事に取り組みましょう。

期待すること ②

喫煙・飲酒・薬物について責任ある行動

妊娠・授乳中の喫煙や飲酒は、生まれてくる子どもに悪影響をおよぼすと言われていきます。

また、薬物を乱用すると、心身に重大な悪影響を及ぼし、時には死にいたることもあります。

「ほんの1回くらい…」などの軽い気持ちは禁物です。喫煙や飲酒、薬物の問題について、皆さん自身が正しい知識を身につけ、責任をもって行動しましょう。



茨木市次世代育成支援行動計画 概要版

(後期計画：平成22～26年度)

平成22年(2010年)3月

発行 茨木市 こども育成部 こども政策課
〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
電話 072-622-8121(代)
Email kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp